

新型コロナウイルス対策（ニジェール（その6））

13日、ニジェール政府は、20日から渡航者に対する新たな措置を決定しました。概要は以下のとおりです。

20日から、ニアメ、ザンガー及びアガデスの国際空港において以下の措置を実施する。

1 PCR検査の結果が陰性だった場合

- (1) 渡航者は、感染対策の厳格な適用や必要に応じて最寄りの医療サービス利用などの適切なアドバイスを受け、7日間の自己隔離の義務を負う。
- (2) その間、対策チームが定期的に隔離先を訪問し、推奨された対策が有効に実施されている等の評価を行う。
- (3) 渡航者のパスポートは7日目まで警察によって保持され、PCR検査が陰性だった場合に返却され、隔離期間は終了する。

2 PCR検査の結果が陽性だった場合には、渡航者は、国の法規に従い、管理下に置かれる。

ニジェール保健省により11月17日時点で確認されている発症者数は1327名（内1150名治癒、70名死亡）です。今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いします。

【問い合わせ先】

在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）

大使館代表：(225) 20 21 28 63（内線111）

Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp